

別紙

土地改良施設改善計画記載要領

項 目	記 載 要 領
1 土地改良区等の概要 ③ 地区面積 ⑤ 事業概要	○ 土地改良区等の地区全体の概要について、計画策定年度の前年度末現在で記載するものとする。 なお、事業主体が土地改良区以外の場合においては⑤の事業概要は記載を要しない。 ○ 事業実施者の全域の地区面積を田、畑、その他（田、畑以外）に区分して ha 単位 (ha 未満四捨五入) で記載するものとする。なお、事業実施者が市町村又は農業協同組合である場合は記載しなくてもよい。 ○ 維持管理欄は、当該事業主体が管理している施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、水路、農道等）及び数量（箇所数、延長(単位：km)）を記載するものとする。 なお、現在事業実施中であり、完了後維持管理の対象となる施設も記載することとし、その場合は備考欄に「〇年に譲与される予定」等を記載するものとする。
2 高収益作物の導入推進方針の概要 ① 本事業の受益地における高収益作物の現況作付面積と計画作付面積	○ 高収益作物の導入推進方針の概要について、計画策定年度の前年度末現在で記載するものとする。 ○ 高収益作物名については、本事業の受益地における高収益作物の作物名を記載する（地区内の高収益作物であっても、本事業の受益地外であるものは除く。）。 ○ 高収益作物とした根拠については、「野菜生産出荷安定法における〇〇市の指定野菜」や「〇〇地域のブランド認証野菜」等、高収益作物（定義は上記記載。）とした根拠となる法律やブランド指定等の概要を記載する。 ※ 高収益作物とは、主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳ第 1 の 1 （2）の畑作物の直接支払交付金及びⅣ第 2 の 6 （1）の戦略作物助成の対象作物以外の作物とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 ・野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜 ・果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興計画に位置付けられた果樹 ・都道府県又は市町村の農業振興計画等において位置付けられた振興すべき農産物 ・地域のブランド認証制度で位置付けられた農産物 ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次化産業化法。平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画に位置付けられた6次産業化に向けた取組において主要となる農産物 ○ 現況作付面積（ha）については、計画策定年度の前年度末現在での作付面積を記載する。なお、本事業の受益地において高収益作物が作付けさ

② 営農転換を進めるための取組を支援する体制、高収益作物の導入推進を指導する体制 ③ 本事業の実施が高収益作物の導入推進に及ぼす効果	れている必要があることから、現況作付面積の合計が0 ha よりも大きくなる必要があることに留意すること。 ○ 計画作付面積【〇〇年度目標値】(ha)については、都道府県、市町村等の各種振興計画より、高収益作物毎の目標年度における地区の計画作付面積を記載する。なお、目標年度は、計画策定年度以後の年度とする。 ○ 増加面積(ha)は現況作付面積から計画作付面積の増加面積を記載する。 ○ 計画作付面積の根拠【各種振興計画との整合性】については、「〇〇市の〇〇振興計画における〇〇(作物名)の〇〇年(現況値)から〇〇年(計画値)の伸び率より算定」等、計画作付面積の算出方法を記載する。 ○ 高収益作物の作付面積の目標値が設定され、その目標値が都道府県、市町村、農業協同組合等の高収益作物の推進計画と整合している必要があることに留意すること。 ○ 現況及び計画の作付面積については、本事業の受益地における現況及び計画の作付面積を記載する。 ○ 現況及び計画の高収益作物作付面積については、現況及び計画の高収益作物の作付面積の計を転記すること。 ○ 都道府県の普及センター、試験場、市町村の農業振興部局、農業協同組合等による高収益作物導入推進の指導体制の組織図、体制図、指導方針等を記載する。 ○ 水田の汎用化や高収益作物の導入に支障となっている施設の課題や、本事業実施によりそれらの課題が解決され、高収益作物の導入推進に資することとなる理由を記載する。
3 施設の改善の内容 ① 対象施設及び事業の内容 ② 図面等 ③ 着工及び完了予定	○ 各期別の加入全地区について記載するものとする。 ○ 施設種類は、対象となる施設を別紙様式2の「施設の改善の内容」に定められた区分別に記載し、その他の施設については、その他として()内に具体的に種類名を記載するものとする。 ○ 構造等については、種類ごとに箇所数、延長を記載するものとする。(例：V400トラフ敷設替等) ○ 数量については、構造等の種類ごとに工事を行う箇所数、延長を記載するものとする。 ○ 工事費については、地区別の工事費を千円単位(千円未満四捨五入)で記載し、下段に合計額を記載するものとする。 ○ 一般計画平面図は5万分の1又は2万5千分の1の図面を使用するものとする。 なお、基本事業概要として、実施地区の位置、施設の規模・構造等(標準断面等)を記載するものとする。 ○ 着工及び完了の予定年度を記載するものとする。